

八鹿駅前 交番だより

令和8年 5月
 発行者
 南但馬警察署
 八鹿駅前交番
 TEL.079-672-0110

自転車の安全利用の促進



自転車は子どもから高齢者まで手軽に利用できる乗り物ですが、交通ルールを守らなければ、重大な交通事故の原因となる危険な乗り物にもなります。

交通ルールを守って安全に利用しましょう。

*5月は『自転車月間』・・・毎月2日は【自転車安全利用の日】



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはなりません。

車道の左側を走りましょう。

ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例外

- 歩道に
この標識・標示があるとき




標識がないときでも

- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき



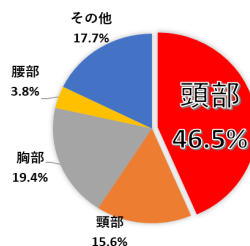
命を守る『ヘルメット』

全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用義務をしなければなりません。

ご自身と大切な人の命を守るため、
 乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



自転車乗用中の損傷主部位別 死者数の割合 (2016~2025年)



南但馬警察署ホームページをご覧ください
だまされるな振り込め詐欺



警察相談専用電話 #9110
 又は、最寄り警察署へ相談しましょう。